

「山梨県消費者基本計画」市町村数値目標及び達成状況

資料2-3

令和3年3月31日現在

		消費生活相談員の配置	消費生活センターの設置	週当たり 相談員配 置日数	消費者安全確保地域協議会の設置 (見守りネットワーク)
法定根拠等		努力義務 (消費者安全法10条3項)	努力義務(消費者安全法10条2項) 消費生活センター:相談員配置+週4日 以上開設		組織化可能 (消費者安全法11条の3)
数 値 目 標	国	50%以上の市町村に設置	①人口5万人以上の市町村 100% ②人口5万人未満の市町村 50%以上		人口5万人以上の市 100%
	県基本計画	70%以上の市町村に設置	①人口5万人以上の市 100% ②人口5万人未満の市町村 50%以上		①人口5万人以上の市 100% ②人口5万人未満の市町村 100%
人口5万人以上の市(5市)					
	甲府市	○	○	5	○
	富士吉田市	○ ※1	○ ※1	5	○
	南アルプス市	○	○	5	○
	甲斐市	○	○	5	
	笛吹市	○	○	5	○
	小計	5	5		4
人口5万人未満の市町村(22市町村)					
	都留市	○		2	○
	山梨市	○	※2	1	
	甲州市	○		1	
	大月市	○	※3	2	
	上野原市	○		2	○
	韮崎市	○	※4	1.5	○
	北杜市	○		1	
	中央市	○		1	
	市川三郷町	○	※5		○
	富士川町	○		5	
	早川町				
	身延町	○		3	
	南部町				
	昭和町				
	道志村				○
	西桂町	○	○		○
	忍野村	○	○		○
	山中湖村	○ ※1	○ ※1		○
	鳴沢村	○	○		○
	富士河口湖町	○	○		○
	小菅村	○	○		
	丹波山村	○ ※3	○ ※3		
	小計	18	11		10
	合計	23	16		14
達成率		85.2%(23/27)	①100%(5/5) ②50%(11/22)		①80%(4/5) ②45.4%(10/22)
県計画達成状況		達成	達成		未達成

- ※1 富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町 広域連携
- ※2 山梨市・甲州市広域連携
- ※3 大月市・上野原市・小菅村・丹波山村 広域連携
- ※4 韮崎市・北杜市 広域連携
- ※5 富士川町・市川三郷町 広域連携